

仙北市商工業者等販売促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響等により実店舗での売上が減少した市内商工業者等の非対面型ビジネスモデルへの対応を支援するため、市内商工業者等が行うECサイトを開設又は改修等した事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。交付に関しては、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「ECサイト」とは、電子商取引サービスを提供するウェブサイトであって、商品の購入から決済までの商取引を行うことができる機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、仙北市内で事業を営む法人又は個人事業主等であって、市税を完納している者（以下「補助対象者」という。）とする。なお、市税の完納には仙北市補助金交付規則（平成17年規則第39号）第4条第3項各号に掲げる市税の申告が適正に行われていることを含むものとする。ただし、暴力団、暴力団員、その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に関係しているなど、市長が適当でないと認めるものは除外する。

(補助対象経費)

第4条 補助対象の経費は、ECサイトを開設又は改修するために要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、パソコン等設備購入費、通信経費その他当該ホームページの維持管理のための費用は補助対象としない。

- (1) 新規にECサイトを開設するための経費
- (2) すでに開設してあるECサイトを販路拡大に向けて改修するための経費
- (3) 商材写真の撮影やデザイン変更に要する経費
- (4) その他ECサイトでの売上額増につながるための経費で、市長が必要と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、前条に掲げる経費の4分の3（1,000円未満の端数切捨て）とし、15万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第3号の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者情報及び同意書（様式第1号）
- (2) 経費の見積書等の写し
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類（市長が市税の納付状況を確認することに同意した場合は不要）

(4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。